

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和三十二年通商産業省令第百二十三号)

改 正 案	現 行
<p><b>第二十条</b> 法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第六第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示</p> <p><b>第二十一条</b> 法第五十一条第一項で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次の通りとする。</p> <p>一 <u>液化石油ガスこんろ(液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のものに限る。)</u></p> <p>二、七 (略)</p> <p><b>別表第1 (第3条関係)</b></p>	<p><b>第二十条</b> 法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第六第八号から第十五号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示</p> <p><b>第二十一条</b> 法第五十一条第一項で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次の通りとする。</p> <p>一 <u>液化石油ガスこんろ</u></p> <p>二、七 (略)</p> <p><b>別表第1 (第3条関係)</b></p>
<p><u>液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ(以下「カートリッジガスこんろ」という。)</u></p>	<p><u>液化石油ガスこんろ</u></p>
<p>開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器(以下「半密閉式瞬間湯沸器」という。)～調整器</p>	<p>開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器(以下「半密閉式瞬間湯沸器」という。)～調整器)</p>
<p><u>液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの以外の液化石油ガスこんろ(以下「一般ガスこんろ」という。)</u></p>	<p>(新設)</p>

開放式のもの若しくは密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器（以下「開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器」という。）～液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下単に「対震遮断器」という。）

別表第2（第5条関係）

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
カートリッジガス こんろ	カートリッジガス こんろの構造	(略)
	(略)	(略)
半密閉式瞬間湯沸器～調整器	(略)	(略)
一般ガス こんろ	用途	(1) <u>業務の用に供するもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	設置の形態	(1) <u>卓上型のもの</u> (2) <u>据置型のもの</u> (3) <u>台所組込型のもの</u> (4) <u>キャビネット型のもの</u> (5) <u>その他のもの</u>
	こんろ口の 数	(1) <u>一口のもの</u> (2) <u>二口以上のもの</u>
	グリル部の 有無	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
	グリル部の 用途	(1) <u>グリル部がグリル専用のもの</u> (2) <u>グリル部がこんろ兼用のもの</u>
	グリル部の	(1) <u>上火式のもの</u>

開放式のもの若しくは密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器（以下「開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器」という。）～液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下単に「対震遮断器」という。）

別表第2（第5条関係）

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
液化石油ガス こんろ	液化石油ガス こんろの構造	(略)
	(略)	(略)
半密閉式瞬間湯沸器～調整器  (新設)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

<u>構造</u>	(2) <u>下火式のもの</u> (3) <u>両面式のもの</u>
<u>オープン部の有無</u>	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
<u>オープン部のグリル機能</u>	(1) <u>オープン専用のもの</u> (2) <u>グリル兼用のもの</u>
<u>点火の方式</u>	(1) <u>電気点火式のもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
<u>燃焼方式</u>	(1) <u>ブンゼン式のもの</u> (2) <u>表面燃焼式のもの</u> (3) <u>その他のもの</u>
<u>メインバーナーの材質</u>	(1) <u>鋳鉄製のもの</u> (2) <u>アルミニウム合金鋳物製のもの</u> (3) <u>ステンレス鋼製のもの</u> (4) <u>アルミニウムめつき鋼製のもの</u> (5) <u>鋼製のもの</u> (6) <u>亜鉛めつき鋼製のもの</u> (7) <u>銅又は銅合金製のもの</u> (8) <u>ほうろう製のもの</u> (9) <u>その他のもの</u>
<u>液化石油ガス量切換装置の有無</u>	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
<u>立ち消え安全装置の有無</u>	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
<u>立ち消え安全装置の構造</u>	(1) <u>再点火型のもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
<u>炎検出部の</u>	(1) <u>熱電対式のもの</u>

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

<u>機構</u>	(2) <u>フレームロッド式のもの</u> (3) <u>その他のもの</u>
<u>停電時の立ち消え安全装置の作動方式</u>	(1) <u>バーナーの炎が消えないもの</u> (2) <u>バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときに液化石油ガスの通路が再び開かないもの</u> (3) <u>バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの</u>
<u>過熱防止装置の有無</u>	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
<u>調理油過熱防止装置の有無</u>	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
<u>液化石油ガス取入部の構造</u>	(1) <u>ねじ式のもの</u> (2) <u>迅速継手式のもの</u> (3) <u>その他のもの</u>
<u>表示液化石油ガス消費量</u>	(1) <u>1.2キロワット以下のもの</u> (2) <u>1.2キロワットを超え1.7キロワット以下のもの</u> (3) <u>1.7キロワットを超え2.3キロワット以下のもの</u> (4) <u>2.3キロワットを超え3.5キロワット以下のもの</u> (5) <u>3.5キロワットを超え5.2キロワット以下のもの</u> (6) <u>5.2キロワットを超え7.0キロワット以下のもの</u> (7) <u>7.0キロワットを超え8.7キロワット以下のもの</u> (8) <u>8.7キロワットを超え10 キロワット以</u>

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

		<u>下のもの</u> (9) 10 キロワットを超え14 キロワット以下 <u>下のもの</u> (10) 14 キロワットを超え21 キロワット以下 <u>下のもの</u>
開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器～対震遮断器	(略)	(略)

開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器～対震遮断器	(略)	(略)

別表第3 (第11条関係、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技 術 上 の 基 準
<u>カートリッジガスこんろ</u>	1～7 (略) 8 液化石油ガスを充てんした容器が組み込まれる構造のこんろ(以下「組込型こんろ」という。)にあつては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。 (1)～(3) (略) (4) 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーまでの間の液化石油ガスの通る部分(以下 <u>カートリッジガスこんろ</u> の項において「高圧部」という。)の中の圧力が0.4メガパスから以上0.6メガパスカル以下の圧力になつたときに液化石油ガスの供給が停止された後に高圧部の中の圧力が変化したとき自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。 (5) (略) 10 <u>カートリッジガスこんろ</u> は、いずれの方向に傾けて

別表第3 (第11条関係、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技 術 上 の 基 準
<u>液化石油ガスこんろ</u>	1～7 (略) 8 液化石油ガスを充てんした容器が組み込まれる構造のこんろ(以下「組込型こんろ」という。)にあつては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。 (1)～(3) (略) (4) 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーまでの間の液化石油ガスの通る部分(以下 <u>液化石油ガスこんろ</u> の項において「高圧部」という。)の中の圧力が0.4メガパスから以上0.6メガパスカル以下の圧力になつたときに液化石油ガスの供給が停止された後に高圧部の中の圧力が変化したとき自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。 (5) (略) 10 <u>液化石油ガスこんろ</u> は、いずれの方向に傾けても10

	<p>も10度以内では倒れず、かつ、液化石油ガスに浸されないこと。</p> <p>11～17（略）</p> <p>18 器具栓を閉じた後に容器を取り出した場合において、<u>燃焼器から液化石油ガスが放出される構造のカートリッジガスこんろ</u>にあつては、その放出される液化石油ガスが滞留する部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。</p> <p>19～31（略）</p>		<p>度以内では倒れず、かつ、液化石油ガスに浸されないこと。</p> <p>11～17（略）</p> <p>18 器具栓を閉じた後に容器を取り出した場合において、<u>燃焼器から液化石油ガスが放出される構造の液化石油ガスこんろ</u>にあつては、その放出される液化石油ガスが滞留する部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。</p> <p>19～31（略）</p>
半密閉式瞬間湯沸器～調整器	（略）	半密閉式瞬間湯沸器～調整器	（略）
<u>一般ガスこんろ</u>	<p>1 <u>液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。）、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1、図2、図3又は図4の形状のものについては、温度350度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>液化石油ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</u></p> <p>3 <u>ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあつては、衝撃に耐えること。</u></p>	（新設）	（新設）

- 4 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。
- 5 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあつては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われぬものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下一般ガスこんろの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
  - (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
  - (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていれば足りる。
  - (3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる基準に適合すること。
  - (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
  - (2) 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げ

るものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 不点火を防止する機能を有するもの。

10 立ち消え安全装置は、炎検知部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に再点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 感熱部が機能しなかつた場合には、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

(2) 容易に改造できない構造であること。



(3) 異常な温度に達したときに作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合に液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格 S 2149(1993)ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格 C 9730-1(2004)家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格 C 9730-2-9(2004)家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能（以下一般ガスこんろの項において「高温モード」という。）を有するバーナーにあつては、高温モード設定時はこの限りでない。

(2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱されない構造であること。

(3) 容易に改造できない構造であること。

(4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じな

いこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみその他の設定操作部は、専ら高温モードのために使用されること。ただし、設定を解除する機能を備えるものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用後、解除されること。

16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること

。

(1) 無風状態

<u>事</u>	<u>項</u>	<u>基</u>	<u>準</u>
<u>リ</u>	<u>フ</u>	<u>テ</u>	<u>ィ</u>
<u>ン</u>	<u>グ</u>	<u>な</u>	<u>い</u>
<u>消</u>	<u>火</u>	<u>な</u>	<u>い</u>
<u>逆</u>	<u>火</u>	<u>な</u>	<u>い</u>
<u>す</u>	<u>す</u>	<u>の</u>	<u>発</u>
<u>の</u>	<u>発</u>	<u>生</u>	<u>な</u>
<u>燃</u>	<u>焼</u>	<u>ガ</u>	<u>ス</u>
<u>中</u>	<u>の</u>	<u>一</u>	<u>酸</u>
<u>化</u>	<u>炭</u>	<u>素</u>	<u>0.14</u>
<u>濃</u>	<u>度</u>	<u>パ</u>	<u>ー</u>
		<u>セ</u>	<u>ン</u>
		<u>ト</u>	<u>以</u>
		<u>下</u>	<u>で</u>
		<u>あ</u>	<u>る</u>
		<u>こ</u>	<u>と</u>
		<u>。</u>	<u>。</u>

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあつては、キャビネット扉開閉時

事 項	基 準
バーナーの炎の安定性	消火及び逆火のないこと。

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測 定 箇 所	温 度 ( 単 位 度 )
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分(つまみ類及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
足の触れるおそれのある部分(クッキングテーブルに限る。)	65
液化石油ガスの取入部(ねじにより管と接続されるものを除く。)の表面	25
機器の上面、下面、背面及び側面に面した木壁の表面	65
カウンターの表面(クッキングテーブル及び台所組込型に限る。)	65
排気管壁貫通部の表面(台所組込型に限る。)	65

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表

面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22(4)(器具栓にあつては、技術上の基準の欄の22(3)) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、液化石油ガスの取入部は、図1、図2、図3又は図4の形状であること。

図1ソケット 単位 mm 図2 プラグ 単位 mm

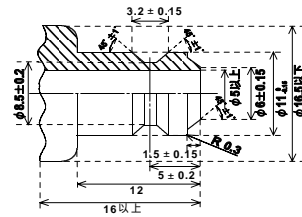
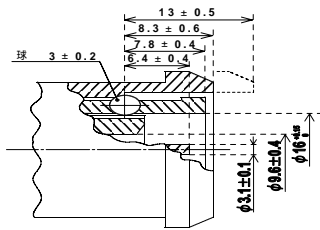
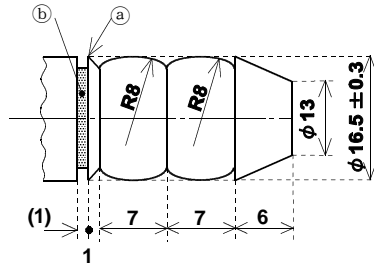
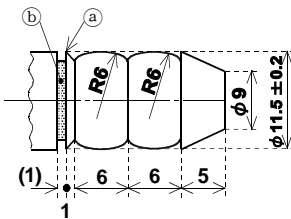


図3 9.5mmゴム管用単位mm 図4 13mmゴム管用単位 mm



(注) 1 ①の部分のかどを取る。

2 ②の部分のみぞを赤く塗ること。

20 液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかつたとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使

用上支障がある欠陥を生じないこと。

21 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B 0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

22 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

23 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

24 電装基板を有するものにあつては、当該基板のほんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

25 卓上型、据置型及びキャビネット型のものにあつては、いずれの方向に傾けても15度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

26 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障のある変化が生じないこと。

27 空気調節器は、次に掲げる基準に適合するものであ

ること。

(1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。

(2) つまみを動かして空気を調節するものにあつては、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。

28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の22(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に適合すること。

(6) 液化石油ガスの取入部（技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のもの）については、技術上の基準の欄の20 (3)に定める基準に適合すること。

(7) 自在ゴム管口については、技術上の基準の欄の22(1)に定める基準に適合すること。

(8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術上の基

準の欄の22(1)、(2)及び(4)に定める基準に適合すること及び技術上の基準の欄の15(1)に定める基準に適合すること。

<u>装 置</u>	<u>回 数</u>
<u>器具栓</u>	<u>6,000</u>
<u>点火装置</u>	<u>6,000</u>
<u>立ち消え安全装置</u>	<u>1,000</u>
<u>器具ガバナー</u>	<u>30,000</u>
<u>自動消火装置</u>	
<u>温度を感知して作動するもの</u>	<u>6,000</u>
<u>一定時間の経過により作動するもの</u>	<u>2,000</u>
<u>液化石油ガスの取入部（技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものに限る。）</u>	<u>6,000</u>
<u>自在ゴム管口</u>	<u>1,000</u>
<u>調理油過熱防止装置</u>	<u>1,000</u>

29 通常の使用状態において8時間以上連続に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8時間以上燃焼が継続しないものにあつては、継続する最大の時間とする。

(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。

(2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

30 輸送中に加えられる振動を加えた後、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。

31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石油ガス消費量（単位 キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動



機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。

32 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあつては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器～対震遮断器

(略)

開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器～対震遮断器

(略)

**別表第4 (第18条関係)**

特定液化石油ガス器具等の	検査設備	検査設備の基準
--------------	------	---------

**別表第4 (第18条関係)**

特定液化石油ガス器具等の	検査設備	検査設備の基準
--------------	------	---------

区分		
<u>カートリッジガス</u> <u>こんろ</u>	(略)	(略)

別表第6 (第20条関係)

番号	液化石油ガス器具等の区分	表示の方法
1	<u>カートリッジ</u> <u>ガスこんろ</u>	(略)
2~8	半密閉式瞬間湯沸器~調整器	(略)
9	<u>一般ガスこんろ</u>	<u>機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</u>
10	開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
11	高圧ホース	継手金具又は高圧ホースの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
12	密閉式又は屋外式バーナー付ふるがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
13	開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
14	ガス漏れ警報器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
15	低圧ホース	継手金具又は低圧ホースの表面の見やすい箇所

区分		
<u>液化石油ガスこんろ</u>	(略)	(略)

別表第6 (第20条関係)

番号	液化石油ガス器具等の区分	表示の方法
1	<u>液化石油ガス</u> <u>こんろ</u>	(略)
2~8	半密閉式瞬間湯沸器~調整器	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
9	開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
10	高圧ホース	継手金具又は高圧ホースの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
11	密閉式又は屋外式バーナー付ふるがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
12	開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
13	ガス漏れ警報器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
14	低圧ホース	継手金具又は低圧ホースの表面の見やすい箇所

		に容易に消えない方法で表示すること。			に容易に消えない方法で表示すること。
16	対震遮断器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。	15	対震遮断器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。